

岡 崎 文 化 協 会 規 約

昭和 50 年 12 月 5 日制定
昭和 62 年 4 月 25 日改正
平成元 年 4 月 30 日改正
平成 3 年 4 月 20 日改正
平成 7 年 4 月 22 日改正
平成 12 年 4 月 15 日改正
平成 13 年 4 月 21 日改正
平成 24 年 4 月 14 日改正
令和 3 年 4 月 23 日改正
令和 6 年 4 月 20 日改正
令和 7 年 4 月 19 日改正

(名 称)

第 1 条 この会は、岡崎文化協会（以下「協会」という。）という。

(事務局)

第 2 条 協会は、事務局を岡崎市役所内に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、岡崎市内の文化団体相互の親睦及び交流をはかるとともに、その自主的な文化活動を促進し、広く市民文化の向上に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 4 条 協会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員として前条の目的に賛同する個人及び団体
- (2) 賛助会員として前条の目的に賛同し、後援する個人及び団体

(事 業)

第 5 条 協会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 正会員相互の連絡協議
- (2) 正会員の育成援助
- (3) 全市的文化事業の実施
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(部 会)

第 6 条 協会に次の部会を置く。

- (1) 美術部会
- (2) 文化部会
- (3) 芸能部会

2 正会員は、前項いずれかの部会に属する。

(名誉会長)

第 7 条 協会に名誉会長を置き、岡崎市長をもって充てる。

(役 員)

第 8 条 協会に次の役員を置く。

会長 1 人、副会長 2 人、理事若干名、書記 1 人、会計 1 人、監事 2 人。

(役員の選出)

第9条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は理事の中から選出する。
- (2) 理事は、部会より選出する。
- (3) 書記、会計、監事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 書記は、協会の事務を処理する。
- 5 会計は、協会の会計を掌る。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も次期役員が就任するまでその職務を継続するものとする。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問及は、会長が推薦し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 顧問は、会長のもとめに応じ、文化協会の運営等に対し助言を行う。ただし、議決権はもたない。

(会 議)

第13条 協会の会議は、総会、理事会及び執行役員会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、年一回開くことを原則とする。ただし必要により臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 役員の承認
 - (3) 事業計画と予算の決定
 - (4) 事業報告と決算の承認
 - (5) その他重要事項
- 4 理事会は、役員をもって構成し、必要に応じ随時開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 事業の企画
 - (3) その他運営に関する必要な事項
- 5 執行役員会は、会長、副会長、書記、会計、監事、各部会長、副部会長をもって構成する。なお、必要に応じ随時開催し、協会に必要な事項を審議する。
- 6 会議は、会長が招集する。
- 7 会議は、半数以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

会長が決するところによる。

(会 計)

第 14 条 協会の事業に要する経費は、次の費用をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 協会の会計の中に特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 15 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(規約の改正)

第 16 条 この規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て行う。

(委 任)

第 17 条 この規約の実施について必要な事項は、理事会の議決を得て別に規定を定める。

附 則

- 1 この規約は令和 7 年 4 月 19 日から施行する。